すべての人が地域で個性を尊重しあい、支えあい、

共に生きる安心と活力の福祉コミュニティの実現

東大阪市 第６期 地域福祉活動計画
スクラム’２３

平成 31 年(2019 年) ４月

社会福祉法人
東大阪市社会福祉協議会

は じ め に

東大阪市社会福祉協議会では、公民協働で地域福祉を推進するための活動指針として「東大阪市第５期地域福祉計画」と連動する「東大阪市第６期地域福祉活動計画スクラム’２３」（以下、「スクラム’２３」）を策定致しました。

我が国の社会保障制度は、社会の様々な変化が生じる過程において、公的支援制度の整備と公的支援の充実が図られ、人々の暮らしを支えてきましたが、一方で福祉の無関心化を発生させる要因ともなりました。

また近年、高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤も弱まるなか、誰もが役割を持ち、互いの存在を認め合い、支え合うことで、孤立せずに、その人らしい生活を送ることができる社会の実現が強く求められております。

こうしたなか、「スクラム’２３」では、前計画の基本理念である“すべての人が地域で個性を尊重しあい、支えあい、共に生きる安心と活力の福祉コミュニティの実現”を継承し、地域福祉を創り出していく主体は、地域住民自身であることを基本に据え、様々な人たちや団体・関係機関と協働・連携しながら地域福祉活動を具体的に取り組むうえでの考え方、目標としてまとめました。

また「スクラム’２３」策定のプロセスでは、行政や自治会、校区福祉委員会、民生委員会をはじめとする多くの福祉団体、社会福祉施設、ボランティア、ＮＰＯなど、市民の皆さんの幅広い参画を得ながら、「支え合いの仕組みづくりを具現化するための協働参加型計画」としてすすめて参りました。

市と共同で実施いたしました、東・中・西地区での地域懇談会をはじめ、策定委員会での意見交換会など多くの時間と、ご指導、ご尽力を賜りました新﨑国広委員長をはじめ、策定に関わっていただきました策定委員会委員の皆様、貴重なご意見やご提案をいただきました関係者や市民の皆さんに深く感謝いたします。

今後、当協議会では、「スクラム’２３」の基本理念の実現を目指して、全力で取り組んで参りますので、今後ともご支援・ご協力を賜りますようお願いいたします。

平成 31 年(2019 年) ４月

社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会
会　長　　江 浦　保

「スクラム’２３」の策定にあたって

「東大阪市第6期地域福祉活動計画スクラム’２３」（以下、「本計画」）は、東大阪市の地域福祉をより一層推進していくことを目的として、「東大阪市第５期地域福祉計画」(以下、地域福祉計画)と一体的な計画策定に努めました。この間、ご協力いただいた皆さまには、心より感謝いたします。本当にありがとうございました。

本計画は、「すべての人が地域で個性を尊重しあい、支えあい、共に生きる　安心と活力の福祉コミュニティの実現」という第２期計画からの基本理念を継承しながら、めまぐるしく変化する福祉施策や今日的状況を勘案し、５年後に本計画が具現化・実体化できることを念頭に作成に努めました。

１. 地域共生社会実現をめざして

従来の福祉サービスは、高齢者･障害者･子ども等といった対象別に福祉サービスを行ってきました。しかし、少子高齢化･人口減少化の進行に加え、従来の分野別の施策･サービス提供では解決できない複合的かつ深刻な問題が顕在化しています。

平成28年(2016年)7月15日に「地域包括ケアの深化･地域共生社会の実現」に向けて、いわゆる「我が事･丸ごと」地域共生社会実現本部構想が打ち出されて２年が経過しました。この構想は、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会を実現するため、支え側と受け手側に分かれるのではなく、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティ(ケアリング・コミュニティ)の構築を目指すこと。と同時に、今まで行政や社会福祉施設･機関等専門機関が、障害者･高齢者･児童等･公的扶助等の縦割り･対象別で対応してきたものを改め、多職種連携によるワンストップ型･連携強化型サービスへの転換を目指すものです。換言すれば、“我が事”とは、地域住民が様々な地域福祉課題を他人事と考えず、今我々にできることは何かを考え、着実に行動に移していく「住民の主体形成づくり」であり、　“丸ごと”とは、従来の縦割り体制の弊害である「制度の狭間」をつくらないための「行政や社会福祉施設･機関等専門機関の真摯な覚悟」であると言えます。

２ 社会福祉法の改正

「社会福祉法等の一部を改正する法律（以下、改正法)」が、平成２９年(2017 年)３月 31 日に公布されました。まず「社会福祉法人における経営組織のガバナンスの強化」や「事業運営の透明性の向上」といった社会福祉法人制度改革や、福祉人材の確保の促進に関して、平成２９年(2017 年)４月から先行して施行され、続いて平成３０年(2018 年)４月に主に地域福祉に関する項目が施行されました。

(1)改正法第 4 条 2 項で規定された「地域生活課題」とは

①福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題
②福祉サービスを必要とする地域住民及び世帯の地域社会からの孤立の課題
（社会的孤立への対応）
③福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、
あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での課題

(2)改正法第6条2項で、「福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務」が明記された点

これは、今までの社会福祉法が「地域住民と社会福祉を生業とする者（社会福祉専門職）と、地域福祉に関する活動を行う者」の三者関係で規定されていたものに、改正社会福祉法では「国及び地方公共団体」が加わり「三者関係から四者関係」への転換を意味しています。

3 「地域の福祉力」の脆弱化による社会的孤立への課題

現在、コミュニティ（住民）意識の希薄化や核家族化や高齢世帯の増加による家庭機能の弱体化により、孤立死やセルフネグレクトといった社会的孤立の問題も今日的社会的問題としてますます深刻化しています。そして、従来の公的サービス中心の福祉施策だけでは、制度と制度の狭間にあって本当に支援が必要な人々や、地域における複合多問題化する生活問題に対応することが困難になってきました。
このため、このような課題を克服するためには、公助（行政･専門職による支援）にとどまらない、共助・自助・近助（互助）といった住民の自発的な支えあいが、双方の強み（ストレングス）を活かして取り組む「住民と専門職との協働による地域福祉（まちづくり）」の創造が求められています。しかし、「住民主体・住民参画」今回の両計画策定のために実施した「地域福祉に関する市民アンケート」では、「社会貢献・地域貢献、ボランティア等に現在参加している」と回答された方が8.6%と、前回の調査（10.3%）に比べ1.7%（約8,500人）減少しており、「住民の側に依存的・おまかせ的な体質」や「地域福祉の担い手が減少している」といった深刻な状況も確認できました。

このような厳しい状況に早急に対応するために、東大阪市社会福祉協議会は地域福祉を推進するための中間支援組織として、両計画共通の「地域福祉ネットワーク概念図」にも明確に位置づけられました。しかし、現在の社会福祉協議会のままでは、この重要な役割を十全に担えるか不安な面もあります。だからこそ、今後５年間で、住民の皆さまや行政・関係諸機関のご協力・参画・協働を得て、社協内部の連携・協働の強化に励み、「公助＋共助＋自助・近助（互助）」の協働参画型による支えあいのまちづくりを構築する地域福祉の中間支援組織として生まれ変わらなければなりません。

そういう意味でも、本計画策定は、「住民の、住民による、住民のための地域福祉を具体的に造りあげていく活動計画（アクションプラン）」のスタートに過ぎません。

今後、さまざまな状況の変化に対応できるように継続改善を繰り返しながら、５年後には、「スクラム’２３」が計画で終わらず、東大阪市の地域福祉の実態となっているように努めていきたいと思います。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして、精力的にご審議いただきました策定委員会の皆さまをはじめ、福祉関係団体、社会福祉施設、ボランティア、NPO、大阪府社会福祉協議会、行政関係者のご参画をいただくとともに、私の厳しい叱咤激励にもひるまず計画をとりまとめていただいた社協職員プロジェクトチームのメンバーにも心から御礼申し上げます。

平成31年(2019年) ４月

新・地域福祉活動計画策定委員会
委員長　新﨑国広

目　　次

第１章 地域福祉活動計画の基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １
　１　地域福祉活動計画の基本理念 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １
　２　社会福祉を取り巻く今日的課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２
　３　これからの地域福祉活動計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２
　４　計画の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３
第２章　地域に必要とされる社会福祉協議会をめざして ・・・・・・・・・・・・ ４
　１　「スクラム’１８」の成果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４
　２　地域に必要とされる社会福祉協議会をめざして ・・・・・・・・・・・・・ ４
　３　地域懇談会から見えた課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６
第３章　アクションプラン ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８
　基本目標Ⅰ　つくろう！福祉のこころと集える場 ・・・・・・・・・・・・・・ ９
　　重点方針（１）　福祉の学習や研修を充実します ・・・・・・・・・・・・ ９
　　重点方針（２）　社会福祉協議会の総合性を活かして機能を拡充します　10
　　重点方針（３）　地域福祉のプラットホームを活性化します ・・・・・ 11
　基本目標Ⅱ　ひろげよう！福祉活動とネットワーク ・・・・・・・・・・・・・ 12
　　重点方針（４）　地域活動団体の連携・協働を推進します ・・・・・・・ 12
　　重点方針（５）　身近な地域での活動を充実します ・・・・・・・・・・ 13
　基本目標Ⅲ　まもろう！地域力による防犯と防災 ・・・・・・・・・・・・・・ 14
　　重点方針（６）　災害時など緊急時に支えあう体制を推進します ・・・ 14
　　重点方針（７）　市民の主体的な活動参加を支援します ・・・・・・・・ 16
　基本目標Ⅳ　ささえよう！地域生活と福祉ニーズ ・・・・・・・・・・・・・・ 17
　　重点方針（８）　気軽な相談から専門的な相談まで支援します ・・・・ 17
　　重点方針（９）　サービスや情報の提供を充実します ・・・・・・・・・ 18
　　重点方針（10）権利擁護の取り組みを強化します ・・・・・・・・・・ 19
資料編 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
　１　「新・地域福祉活動計画」策定委員会名簿 ・・・・・・・・・・・・・・・ 20
　２　「新・地域福祉活動計画」策定委員会の開催状況 ・・・・・・・・・・・ 21
　３　用語解説（５０音順） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

第１章　地域福祉活動計画の基本的な考え方

東大阪市第４期地域福祉計画および「新・地域福祉活動計画スクラム’１８」（以下、「スクラム’１８」）策定から５年が経過しました。今回の地域福祉活動計画（以下、本計画）策定にあたっては、両計画の特徴を考慮しながら、行政と社会福祉協議会が連携して策定しています。

本計画の意義について、「スクラム’18」から継承される考え方（基本理念）を基に、地域福祉活動を取り巻く今日的課題に対応するため、本計画の特徴を整理します。

１．地域福祉活動計画の基本理念

「地域福祉」とは、地域に住む人たちが主役となって進めていく地域づくりの取り組みであり、昨今では、地域生活課題に対応していくことが重要となっています。

安心できる地域生活には、住民・当事者自らが備える「自助」や近隣での支えあいによる「近助」、地域等でお互いに助けあう「共助」、そして専門職による福祉サービス等の「公助」の３つの視点が必要です。

地域福祉の基盤である、高齢者・障害者・子育て支援などを支える公的な福祉サービス「公助」の充実は必要不可欠ですが、「公助」だけでは十分ではありません。地域福祉計画や地域福祉活動計画は、「公助」のみでは十分にカバーできない領域に対して、日常生活の中で何らかの支援が必要になった人を地域が基盤となって包み込み、支えていくための「公助＋共助＋自助・近助」協働参画型による支えあいのしくみづくりに向けた具体的な方法と道筋(プロセス)を示すための計画です。

【表１】「法律による社会福祉」と「自発的な社会福祉」

公助→法律・制度による社会福祉	「共助」・「自助・近助」→自発的な社会福祉
法的根拠：憲法第２５条「生存権」保障	法的根拠：憲法第１３条「幸福追求権」
対象限定型社会福祉(social welfare)	協働参画型社会福祉(social well-being)
弱者救済（特別な対象者への援助）	福祉の社会化・社会の福祉化・バリアフリー
分野別対象別（障害者・高齢者・児童等）	地域福祉の推進

出典：岡村重夫(1983)『社会福祉原論』（全国社会福祉協議会）３頁を参考に作成。

このような考えをもとに、前計画では、「すべての人が地域で個性を尊重しあい、支えあい、共に生きる　安心と活力の福祉コミュニティの実現」を基本理念として、地域福祉の推進に努めてきました。「スクラム’１８」の成果としては、さまざまなものがありますが、次の３点が、前計画が達成した最大の成果であるといえます。

①“地域福祉ネットワーク推進会議”による「顔の見える関係性」の構築
②介護予防・日常生活支援総合事業への取り組み
③ＣＳＷ・社協ＣＯＷの合同定例会の開催

本計画においては、「スクラム’１８」の成果を踏まえ、基本理念を継承しつつ、さらに今後５年間に取り組むべき項目を充実させて、今後５年間で、次に述べます「社会福祉を取り巻く今日的課題」に対応する地域福祉システムの充実をめざしていきたいと考えます。

2．社会福祉を取り巻く今日的課題

現在の社会福祉の状況は、コミュニティ(住民)意識の希薄化、核家族化や高齢世帯の増加による家庭機能の弱体化により、孤立死やセルフネグレクトといった社会的孤立や従来の社会システムでは解決しきれない「制度の狭間」の問題など、複雑多様化した新たな課題が生じています。

このような問題を克服するために、地域で暮らすすべての住民に対して、住まいや医療・介護などの生活支援が身近な地域で一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の考え方を拡大・強化していくことが求められています。平成 30 年(2018 年)4 月に施行された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年(2017 年)法律第 52 号）」にともなって、「社会福祉法」が改正され、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みの推進が法制度に位置づけられることになりました。

この改正に伴い、地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な「地域生活課題」（福祉分野に限らず、保健医療、住まい、就労、教育及び人権に関する課題等）について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることをめざす旨が明記されました。

これまでは、高齢者、障害者、子どもなどの対象者ごとに公的な支援制度が整備され、一定の成果を上げてきましたが、ますます複雑化・多様化していく複合的な問題の解決にあたっては、従来の対象者ごとに「縦割り」で整備されてきた支援制度で対応することが困難なケースが現れてきています。

このため、住民に身近な圏域において地域住民等が地域生活課題を他人事ではなく「我が事」として主体的に把握し解決を試みることができる環境を整備し、また、地域生活課題に関する相談を「丸ごと」受け止める包括的な支援体制が求められています。

「地域共生社会」の実現にあたっては、こうした「我が事・丸ごと」の地域づくりを地域福祉推進の理念とし、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活課題について、地域の住民や福祉関係者・関係機関が互いに連携・協働して解決を図っていく必要があります。

3．これからの地域福祉活動計画

地域生活課題を克服するためには、公助としての「法律による社会福祉」にとどまらない、「共助」、「自助・近助」としての「自発的な社会福祉」が双方の強み(ストレングス)を活かして取り組む「住民と行政の協働による地域福祉」の創造が求められています。

社会福祉の今日的課題に対して、「Ⅰ．従来からの相談支援業務」、「Ⅱ．新しい福祉課題への対応」、「Ⅲ．コミュニテイワーク」、「Ⅳ．啓発・福祉理解学習」の４つの領域に対応する取り組みを行うことが必要不可欠です。

これを図表で示したのが次ページの【資料 1】です。

【資料１】

「直接的専門的支援の必要性」と「デマンド・問題意識の有無」のマトリクスで考察する

今日的福祉課題に対するソーシャルワークの役割・機能

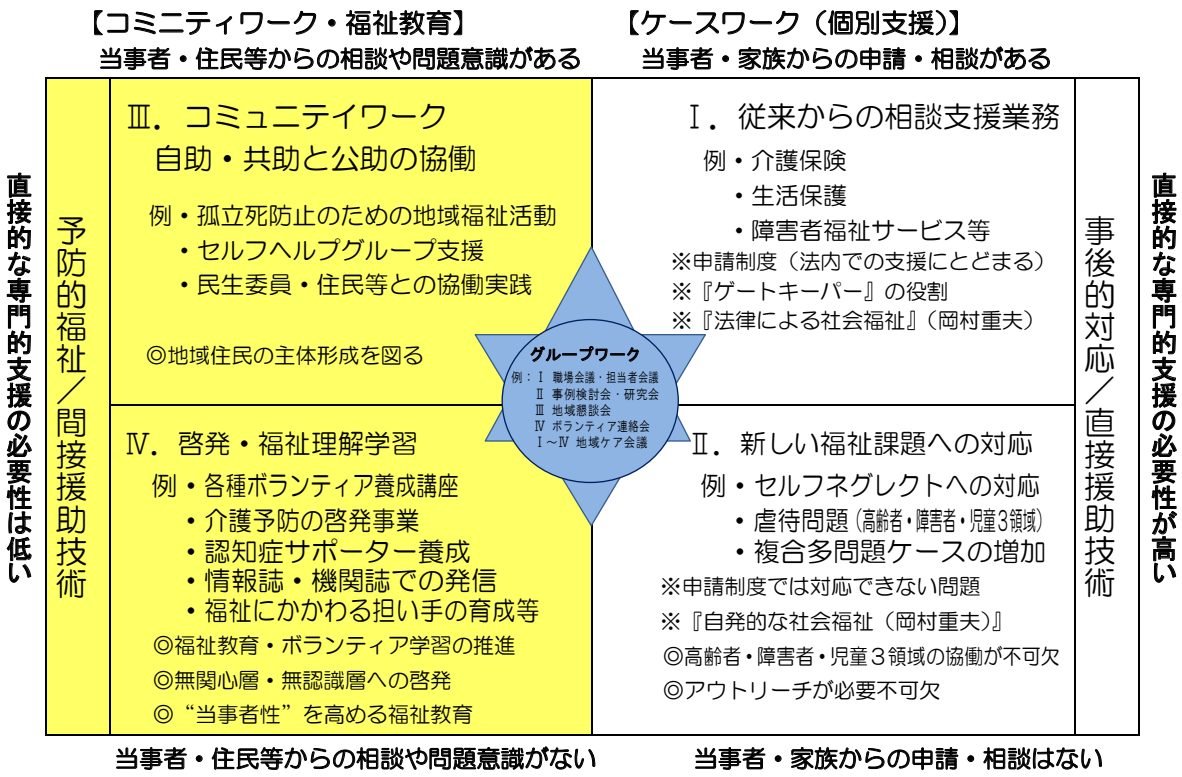

【出典】月刊福祉 2014 年５月号「今日的福祉課題に対する社会福祉･地域福祉の役割（新崎国広）」の図に修正･加筆

従来は、Ⅰ～Ⅳまでの各領域内で支援が､各対象ごとの縦割りで行われていたり、事業や活動ごとに、個々別々に実践されてきた状況があります。

本計画では、今後、より一層の地域福祉の推進を図るために、Ⅰ～Ⅳまでの各領域内での対応にとどまらず、Ⅰ～Ⅳの領域を総合的・往還的に対応していくための「地域福祉実践モデル（顔の見える関係づくり）」に重点をおいて本計画を作成しました。

４．計画の期間

本計画は、平成 31 年度(2019 年度)を初年度、2023 年度を目標年度とする５カ年計画とします。

また、今後の社会情勢の変化に応じ、中間時点での見直し等について柔軟に対応していきます。

計画の対象期間

平成 26 年度 (2014 年度) ～ 平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度) ～ ５年度 (2023 年度)	６年度 (2024 年度) ～
新・地域福祉活動計画 スクラム’１８	東大阪市第６期地域福祉活動計画 ス　ク　ラ　ム’２３	次期計画

第２章　地域に必要とされる社会福祉協議会をめざして

１．スクラム’１８の成果

本計画は、第５期東大阪市地域福祉計画の共通の基本理念である「すべての人が地域で個性を尊重しあい、支えあい、共に生きる　安心と活力の福祉コミュニティの実現」を継承しながら、めまぐるしく変化する福祉施策や今日的状況を勘案し、５年後に本計画が具現化・実体化できることを念頭に作成に努めました。

スクラム’１８で７名に増員されて各リージョン(地区)に配置された社協ＣＯＷ（地域担当職員）と13名のＣＳＷ（コミュニティソーシャルワーカー）が協働して、「地域福祉ネットワーク推進会議」を東・中・西の３地区で定期的に開催し、従来の高齢者･障害者･児童といった分野別を超えた包括的な支援体制の構築に努めました。

また、地域共生社会の創造を目指して、地域支え合い体制づくり事業（ワンコイン生活サポート事業･介護予防活動ボランティアの組織化及び活動支援･認知症高齢者支援事業･SOSオレンジネットワーク事業･事業所ふくしネットワーク事業等）を継続事業として実施・継続改善に努めました。

２．地域に必要とされる社会福祉協議会をめざして

本計画策定にあたっては、地域共生社会の実現を目指し、「公助＋共助＋自助・近助」の協働参画型による支え合いの具現化を進めていくために、「東大阪市らしさ(地域特性)」を活かした、地域福祉ネットワーク推進会議や地域別ケア会議などの「顔の見える関係づくり」を強化し、東大阪市社会福祉協議会の総合力を活かして、様々な方々の参画を得て構想・計画策定を行ってきました。

《地域福祉活動計画における３つのゴール》

３つの目標	ポイント	ねらい
タスク・ゴール （計画目標）	基本理念 課題達成目標	○地域福祉計画・地域福祉活動計画の共通理念 「すべての人が地域で個性を尊重しあい、支えあい、共に生きる　安心と活力の福祉コミュニティの実現」
プロセス・ゴール	福祉教育的機能 プロセス重視	○計画策定プロセスをとおして、住民一人ひとりの気づきや学びを深めていき、地域住民の福祉意識の向上や主体形成を図っていく「地域福祉を推進するための福祉教育的機能」 ○策定プロセスをとおしての各組織・団体・個人の問題意識の相互理解と合意形成を重要視する「学びあいのプロセス」 ○PDCA による継続改善が必要不可欠
リレーション シップ･ゴール (関係構築ゴール)	地域福祉プラットホームの構築 ＝ソーシャルキャピタルの拡大	○策定プロセスをとおして「顔の見える関係づくり」 ○団体・組織間が、共通の場で議論する結果として、合意形成が図られ地域福祉プラットホームを構築する ○行政、社会福祉協議会、社会福祉施設、自治会・福祉委員会・民生委員会・ボランティアNPO 等各団体・組織間の地域社会関係の拡大をめざす

今回の本計画の最大のテーマは、相互実現型自立を目指す高齢・児童・障害者といった分野を超えた「顔の見える関係づくり」です。今回の東大阪市地域福祉活動計画の具体的な計画をとおして、地域福祉の推進のために今後５年間で各分野を越えた総合的に本計画を実体化させていきたいと考えます。このような仕組みのイメージ図が次のページの概念図です。

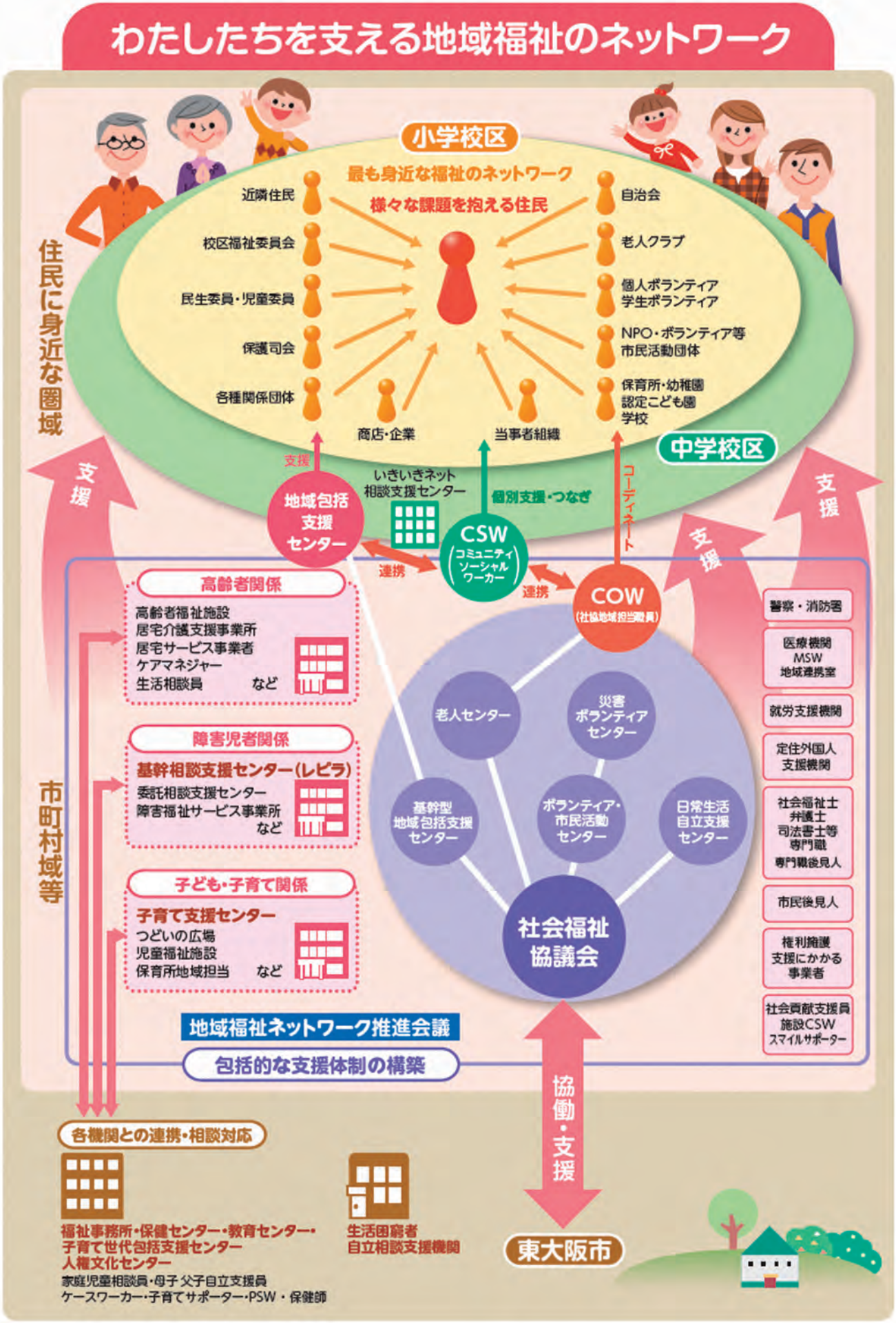
わたしたちを支える地域福祉のネットワーク
小学校区
最も身近な福祉のネットワーク
様々な課題を抱える住民
近隣住民
校区福祉委員会
民生委員・児童委員
保護司会
各種関係団体
商店・企業
当事者組織
自治会
老人クラブ
個人ボランティア
学生ボランティア
NPO・ボランティア等
市民活動団体
保育所・幼稚園
認定こども園
学校
中学校区
住民に身近な圏域
支援
地域包括
支援
センター
いきいきネット
相談支援センター
個別支援・つなぎ
CSW
(コミュニティ
ソーシャル
ワーカー)
連携
コーディネート
COW
(社協地域担当職員)
市町村域等
高齢者関係
高齢者福祉施設
居宅介護支援事業所
居宅サービス事業者
ケアマネジャー
生活相談員　など
障害児者関係
基幹相談支援センター(レピラ)
委託相談支援センター
障害福祉サービス事業所
など
子ども・子育て関係
子育て支援センター
つどいの広場
児童福祉施設
保育所地域担当　など
老人センター
災害
ボランティア
センター
基幹型
地域包括支援
センター
ボランティア・
市民活動
センター
日常生活
自立支援
センター
社会福祉
協議会
警察・消防署
医療機関
MSW
地域連携室
就労支援機関
定住外国人
支援機関
社会福祉士
弁護士
司法書士等
専門職
専門職後見人
市民後見人
権利擁護
支援にかかる
事業者
社会貢献支援員
施設CSW
スマイルサポーター
地域福祉ネットワーク推進会議
包括的な支援体制の構築
協働・支援
各機関との連携・相談対応
福祉事務所・保健センター・教育センター・
子育て世代包括支援センター
人権文化センター
家庭児童相談員・母子 父子自立支援員
ケースワーカー・子育てサポーター・PSW・保健師
生活困窮者
自立相談支援機関
東大阪市

３．地域懇談会から見えた課題

本計画策定の参考とするため、市民の方々や事業所・団体等の専門職の方々による地域懇談会を実施しました。

声かけ活動や見守り活動など地域での助けあいをしている市民、事業所や福祉に関わる機関で地域に根ざした活動を行っている専門職など、市の地域福祉を取り巻く人々が集結して、地域福祉について普段感じていることや、さまざまな専門職の連携のあり方等について意見交換を行いました。

①開催概要

■**開催日時**：平成３０年(2018 年)８月３１日、９月６日、９月７日
（いずれも午後１時 30 分～午後３時 30 分）

■**参 加 者**：各地域における校区福祉委員会、自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ、高齢・障害・子ども各福祉分野の事業所、小・中学校の教職員・保育士、公募市民など
（ファシリテーター）ＣＳＷ（コミュニティソーシャルワーカー）、社協ＣＯＷ（地域担当職員）

■**グループ**：市内の各リージョン区から、地域福祉にかかわりのある参加者各 10 名程度を１グループとして、8/31・9/6 は４グループ、9/7 は６グループを編成

■**進行内容**：①基調講演
②大きな２つのテーマでのグループ討議
③発表・まとめ

■**討議内容**：●テーマⅠ：「防災とまちづくり」
・昨今の地震や西日本豪雨の発生について
・防災に関するそれぞれの思いを寄せ書き風に記載して共有
●テーマⅡ：「地域協働」　～多職種連携の新たな構築に向けて～
・今後、地域で協働のまちづくりをどのように進めるかについて
・「できそうな担い手」、「できそうな取り組み」への気付きについて

●**開催日とグループ編成**

開催日	参加リージョン区		グループ数	参加人数
8/31	Ａ・Ｂ	東地域	4	47
9/6	Ｃ・Ｄ	中地域	4	41
9/7	Ｅ・Ｆ・Ｇ	西地域	6	63

②課題

課題１　福祉意識の向上と、地域住民が集える場づくりが必要

＜意見＞	＜キーワード＞
・地域の人が互いに尊重しあう、助けあいのまちづくりが必要 ・障害特性などを理解できる福祉教育の機会がほしい ・子どもとその保護者、障害者、高齢者などが、特定のテーマのもとに集い、情報交換できる場が必要 ・身近な公園や会館、商業施設などに、幅広い世代が気軽に集える場があるとよい ・近隣にボランティア活動の拠点があると、もっと参加できる	○助けあい ○支えあい ○福祉の心の育成 ○多種多様な交流 ○人材の確保・育成

課題２　福祉活動の充実と、ネットワークの拡張による地域福祉の推進

＜意見＞	＜キーワード＞
・日頃から近隣であいさつを交わし、互いに助けあえる地域づくりをめざしていく ・地域のコミュニティを強化し、つながりを拡大していく ・地域福祉ネットワーク推進会議には、幅広い関係機関が参加するとよい ・顔の見える関係づくり、助け上手・助けられ上手な関係づくりによる活動が大切	○声かけ・あいさつ ○近所づきあい ○近隣関係の構築 ○地域コミュニティ ○ネットワーク拡大

課題３　地域の防災・防犯の向上には、地域力による自主的な取り組みが必要

＜意見＞	＜キーワード＞
・交通弱者のための安全な道路・施設整備、移動手段の確保 ・地域での防災マップの作成や防災訓練を行うことが大切 ・日頃から災害に備え、みんなで考える機会をつくる ・支援が必要な人を見守るみんなに優しいまちづくり ・ユニバーサルなまちづくり	○安全・安心 ○防災・防犯 ○備えが大切 ○見守り・つながり

課題４　地域協働、公民連携による生活支援や具体的な福祉活動の実行

＜意見＞	＜キーワード＞
・近隣同士で気軽に相談しあえる関係を築く ・身近な内容から深刻な困り事まで色々な局面で相談できる場所が増えるとよい ・情報伝達に工夫が必要。手話ができる人が増えてほしい ・認知症になっても、障害を抱えても安心して暮らせるまち ・困った人には思いやりをもって手を差し伸べる	○相談場所 ○情報伝達 ○行政支援の周知 ○アウトリーチ

第３章　アクションプラン

地域における、「公助」、「共助」、「自助・近助」の考え方を基底に、地域社会、住民、行政、事業所等の福祉に係る関与者すべてのネットワーク構築により、「東大阪市第５期地域福祉計画」を具体的に取り組んでいくために、東大阪市社会福祉協議会は「東大阪市第６期地域福祉活動計画」として、次のようなアクションプランを展開します。

以下の内容は、策定委員会や職員プロジェクトチーム会議、地域懇談会等における意見交換やアイデア創出を経て、検討・整理したものです。

実践的な活動計画として取り組んでいくため、中核となる社会福祉協議会による実効性あるアクションプランとしてまとめあげています。

「東大阪市第６期地域福祉活動計画 スクラム’２３」の体系	
基本目標Ⅰ　つくろう！福祉のこころと集える場	
重点方針	（１）福祉の学習や研修を充実します （地域福祉意識の向上）
	（２）社会福祉協議会の総合性を活かして機能を拡充します （多世代が集う場づくり）
	（３）地域福祉のプラットホームを活性化します （ボランティア、NPO などの活性化）
基本目標Ⅱ　ひろげよう！福祉活動とネットワーク	
重点方針	（４）地域活動団体の連携・協働を推進します （地域福祉活動の拡大と浸透）
	（５）身近な地域での活動を充実します （地域福祉ネットワークの強化）
基本目標Ⅲ　まもろう！地域力による防犯と防災	
重点方針	（６）災害時など緊急時に支えあう体制を推進します （災害に強い福祉のまちづくり）
	（７）市民の主体的な活動参加を支援します （安全・安心な福祉のまちづくり）
基本目標Ⅳ　ささえよう！地域生活と福祉ニーズ	
重点方針	（８）気軽な相談から専門的な相談まで支援します （包括的な相談支援体制の整備）
	（９）サービスや情報の提供を充実します （適正な福祉サービスと情報の提供）
	（10）権利擁護の取り組みを強化します （隙間のない支援体制づくり／成年後見制度の利用促進）

※（　）内は「東大阪市第５期地域福祉計画」における表記

基本目標Ⅰ　つくろう！福祉のこころと集える場

重点方針　（1）　福祉の学習や研修を充実します

■地域懇談会での意見から見えてきたこと、策定委員会での意見

◆お互いに知り合い、理解し合い、対話する
〇障害者の障害特性を理解した上で、サポートについて考える。同様に、認知症患者や高齢者、妊産婦、乳幼児等、支援が必要な人について、理解していく機会をつくる必要がある。
◆支えあうこころを育て、深め、実践していく
◆地域の人材育成を進める
◆地域生活課題と我が事・丸ごと
〇地域共生社会の実現に向けて、「我が事・丸ごと」の地域づくりを実践していく。
〇教育や就労に関する福祉的なことについても、地域生活課題として取り組んでいく。
◆社会貢献
〇福祉に携わる社会福祉法人等に対して、社会貢献は責務・責任として位置付けられていくようになるとよい。
◆障害理解の促進
〇障害者はひとくくりでなく、視覚障害、聴覚障害、内部障害等それぞれの状態や程度があるため、障害をもつ人の多様性について、理解を促していく。
〇障害特性に合わせた支援、関わり、助け合い活動について考え、実践していく。
◆教育機関と市民との協働
〇共存共栄の参加を可能とするノーマライゼーションを実践する。
〇学校関係者やＰＴＡが積極的に参加できる仕組みづくり。
◆地域福祉活動への関心度アップと本計画自体の認知度向上
〇地域福祉活動計画が広く普及するように情報をアピールしつつ活動を啓発していく。
〇インターネットの活用者の増大に併せ Web サイト、ＳＮＳを積極的に活用していく。

■地域福祉の推進役として社会福祉協議会が取り組むこと

〇誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現をめざして、地域福祉の意義や役割、支援が必要な人に関する相互理解の促進など、今後の地域福祉の方向性を学習会や啓発活動のなかで参加者と一緒に考えていきます。
〇幅広い世代を対象とし、社会福祉施設において、高齢者や障害者、子ども達と生活や行動を共にし、ボランティア活動の体験機会を創設します。
〇小・中学校に車いす、点字器、アイマスク、白杖の貸出を行うとともに、ボランティアや当事者などの体験学習指導者を紹介し、福祉教育の推進を図ります。
〇幅広い世代を対象として市民に向けて認知症サポーター養成講座を開催し、認知症への理解が深まる取り組みを進めます。
〇小・中学校にて認知症サポーター養成講座の開催を地域との協働で促し、キッズサポーターを育成していきます。
〇角田総合老人センターにて開催している「シニア地域活動実践塾（悠友塾）」にて、地域福祉の仕組みや役割などを学習しボランティア活動を推進します。
〇身近なところで、福祉について学ぶ機会を充実することで、思いやりや助け合う心を育めるように働きかけます。

【コラム①】

社協では、認知症になっても安心して暮らせるまちを目指し認知症サポーター養成講座を開講しています。

小学生や地域を基盤に活動されている団体の方々、企業など、この５年間で延べ２４，０００人の方々に認知症の人と家族への応援者となるサポーターとして学んで頂くことができました。

今後はさらに学習する機会を設け、認知症に関わるボランティア活動の場を紹介するなど、サポーターのスキルアップを目指していきます。

重点方針（２）　社会福祉協議会の総合性を活かして機能を拡充します

■地域懇談会での意見から見えてきたこと、策定委員会での意見

◆地域連携

○社協に関連する組織や専門職が連携して地域の強みを強化し、弱みを補完する必要がある。

◆地域人材の組織化

○誰もが地域に役立つ人、地域貢献のできる人になり得るという意識を醸成して、地域福祉活動に関わる市民を増やしていく必要がある。

◆各拠点づくり、役割・機能を担う地域資源の整備

◆多世代が集える場づくり、居場所づくりの充実

◆支援の仕方、内容についての模索

○孤立のリスクを抱える市民が増える中、必要な支援が届かない人、自発的に支援を受けようとしない人に対するアウトリーチや見守り、早期発見・早期対応を行っていく。

◆様々な活動や会への参加促進

○地域のサロン、老人クラブ、自治会等、未加入の人や参加していない人に対するＰＲを充実していく。

◆ふれあいのサポートシステムづくり

○障害のある人も子どもも高齢者も交流できる場所として、みんなのサロン、共生型サロンといった機会や場づくりを進めていく。

○子どもの居場所づくりに、保護者の参加ができるようにするだけでなく、子どもの活動を支援する方々に集まっていただくようにしていく。

◆主体性ある地域福祉活動の強化

○支えてもらえるのが当然といった意識から、自分も誰かを支えていけるという意識を醸成し、あらゆる関与者が一体となって、豊かな地域社会を確立していく。

■地域福祉の推進役として社会福祉協議会が取り組むこと

○高齢者ボランティアと協働することで、ボランティア活動の場を提供し、利用者間の交流を図るとともに、生きがいをもって社会に貢献できる人材の育成を行います。

○社協ＣＯＷやＣＳＷ等による地域へのアウトリーチをきっかけに、様々な交流を図ることのできる環境を積極的に創出するよう働きかけます。

○基幹型地域包括支援センターとしての役割を適切に発揮できる機能強化に努めながら、医療と介護のより一層の連携をすすめます。

○第一層協議体事務局として、高齢者支援に関わる諸活動を総合的に調整、推進できるように運営します。

○「スクラム’２３」の重点方針に対する具体的な事業の進行状況を把握するとともに、その評価を行い必要に応じて改善することで、本計画の遂行に取り組みます。

重点方針 （3） 地域福祉のプラットホームを活性化します

■地域懇談会での意見から見えてきたこと、策定委員会での意見

◆地域資源活用、福祉拠点づくり
〇地域と施設がつながりあう。
〇地域の企業と住民が顔を合わせる機会があったらいいな。
〇障害者の話しやすい場・機会があるとよい。

◆助け合い・支えあいの強化
〇ちょっとしたことを気軽に頼める場があるとよい。お手伝いします！の声掛け運動。
〇協力し合える、手を取り合える、助け合えるまちづくり。地域の絆の強化。
〇他人を尊重できるまち（私たちの若い頃はではなく、今の若者の声を素直に受け止める）。

◆支え合いの仕組みづくり
〇専門職ができること、地域住民が支え合いによりできることの両方の仕組みづくりをしていく。
〇ボランティア、民生委員・児童委員からＰＴＡや子ども会まで、みんなの助け合いを基盤に、社協活動計画を進めていく。

◆多様な世代の支え手の確保
〇ボランティア等、支える人たちの高齢化が課題ということも、高齢者の生きがいづくりとしてとらえていくと同時に、若手や中年層等、新たな担い手の確保に取り組んでいく。
〇「地域のおせっかいさん」ともいうべき、節度をもって仲立ちとなる人の存在を大事に、そういった人々が活躍できるようにしていく。

◆活動への関心度向上と参加意欲の醸成
〇地域福祉活動への関心が低下し、活動団体や自治会等に新しく参加する人が減ってきている中、関心を高め参加を促す取り組みを検討し実践していく。

■地域福祉の推進役として社会福祉協議会が取り組むこと

〇老人センターにボランティアセンターのサテライトを設置することにより、市民が身近な地域でボランティア活動をしやすい環境をつくり、活動の活性化を図ります。
〇ボランティアを養成するための様々な研修を行い、地域福祉活動の担い手やリーダーの確保・育成を図ります。
〇ボランティアおよびボランティアグループ相互の連絡・調整を図り、組織的に市民へのボランティア活動の啓発を行います。
〇広報紙やケーブルテレビ、テレホンガイド「テレサ」などの媒体や東大阪市ふれあい祭りへの参加により、ボランティアの活動団体や活動内容について市民に PR を行います。
〇校区福祉委員会と連携し、ボランティアが食事会、いきいきサロン、子育てサロン等で演芸等の披露をします。
〇子育ての援助をしたい方（援助会員）と援助を受けたい方（依頼会員）の相互援助ネットワークを組織し、地域全体で子育てしやすい環境を整備します。
〇ワンコイン生活サポート事業を啓発し、利用の促進や援助会員の増員を図り、地域における支え合い・助け合いの強化に努めます。

基本目標Ⅱ　ひろげよう！福祉活動とネットワーク

重点方針　（４）　地域福祉活動団体の連携・協働を推進します

■地域懇談会での意見から見えてきたこと、策定委員会での意見

◆受け皿の拡大による活動参加の促進
○地域の中で日頃の職業を生かして欲しい。
○各団体の連携を強化する。自治会、福祉委員会、民生委員会、老人会の強力な連携。

◆地域の子育て力の強化
○子育て世代を支える少し上の世代の応援団や子育て経験者さんの集まれる会をつくる。

◆参加しやすい地域のコミュニティやネットワークづくり
○悩みや相談によってつながる。ネットワークがわかりやすくなればいい。

◆コミュニティワークの推進
○地域生活課題を自分たちの問題として解決に向かっていくため、７リージョンに配置されたＣＳＷや社協ＣＯＷを核に、住民とともに地域づくりに取り組んでいく。

◆地域活動ボランティアの育成・確保
○地域や福祉に関心を持たない人々を巻き込んでいく方策を練り、人材や組織を増やす。
○地域福祉活動への関心を高めて、活動の輪を拡げていく。

◆社会的孤立を脱却する支援
○子ども食堂のポジショニングを参考に、「みんなの食堂」や「ホッとできる場所」、「朝食の提供」というような集える場づくりから、社会的な孤立をなくしていく。アイデアをどんどん出しつつ、可能性から取り組みの実現へとつなげていく。

◆認知症になっても、どんなになっても大丈夫なまちづくり
○ニッセイ財団で実施している活動も拠点数を広げているが、こうした活動を推進していく。

■地域福祉の推進役として社会福祉協議会が取り組むこと

○地域で高齢者や障害者、子どもの見守りや居場所づくり、社会参加の促進を図るなど支えあう体制づくりを推進します。
○小地域（概ね小学校区）を単位として、要支援者を対象に、保健・福祉・医療等の関係者と住民が協働して進める見守り・援助活動を行います。
○高齢者が要介護状態となることを予防し、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援します。
○ＣＳＷや社協ＣＯＷが、地域福祉を推進する団体に対し、分野を超えた連携・橋渡しを行い、地域課題の共有化をとおして、地域のコーディネートを行います。
○市民のボランタリーな活動を支援し、その活動においてボランティアの力が発揮できるよう、ボランティアニーズの需給調整を行います。
○老人センターを拠点として、シルバーボランティア事業を展開し、地域福祉活動のコーディネートやボランティアグループの活動支援を行います。
○市内の福祉団体の事務局を担い、各団体の円滑な活動の推進や連携の強化を図ります。
○多種多様な関係機関・専門職と連携強化を図り、制度の狭間や、複合多問題を抱える人に対して、適確かつ迅速に対応できるネットワーク・プラットホームの構築を目指します。
○地域包括支援センター単位で、地域の方、福祉・介護の専門機関、医療機関などに参画いただき、地域の高齢者の生活にかかる課題を共有して、支援への取り組みを進めていくための会議を通じて高齢者支援の体制づくりを行います。

重点方針 （5） 身近な地域での活動を充実します

■地域懇談会での意見から見えてきたこと、策定委員会での意見

◆近所から地域へと広げるネットワーク
○自助、共助、公助の連携。コミュニティづくり。
○地域団体・機関とのつながりを強くする。地域ぐるみで、各団体の連携。

◆身近にできることを増やす
○ひとり暮らし高齢者の支援。　・声掛け、あいさつ。　・皆が仲良く助け合う。

◆地域の見守り活動

◆多職種連携
○地域の福祉施設を地域福祉の拠点に。
○校区単位での多職種ネットワーク拠点の設置（システム化）。

◆公助、共助、近助、自助４つの支え合い
○民生委員、校区福祉委員、ボランティアやＮＰＯ、近隣の方々などの共助、近助から、障害のある方の家族会や、母子家庭、寡婦の方々まで、自助グループとの支え合いを進める。
○老人クラブの活動には地域差があり、自主的なボランティア活動から総合事業への参画まで、様々な支え合い活動に取り組んでいる。
○活動メニューの多いところほど、新会員の加入も順調であるため、地域の団結力を強めるためにも、多彩なメニューの用意に努める。
○老人クラブの活動事例について、成功例をあげて発表しているところもあり、そのように地域全体がイキイキするように、公助、共助、自助を含めた活動に取り組みつつある。
○地域による活動については、差異や濃淡があるということが地域特性につながるため、各地域での重点的な取り組みは、様々なかたちで展開していく。

■地域福祉の推進役として社会福祉協議会が取り組むこと

○分野を超えた専門機関や地域の支援者が、日頃から顔の見える関係づくりを行うことで、多職種連携のさらなる強化を図ります。
○高齢者虐待の早期発見と防止のために、解決に向けた取り組みの普及啓発活動を進めます。
○高齢者と子ども達の交流の場を持ち、地域での声かけや見守りを通し双方が孤独感を感じることのない関係をつくっていきます。
○コミュニケーションの向上を図る上で大切な「あいさつ」は、関係づくりを行うための基本であるため、あいさつ運動を実践し、さまざまな方々と人間関係を構築し、地域全体に広がるよう推進していきます。

【コラム②】

地域福祉ネットワーク推進会議は、高齢・障害・児童の分野を超えた専門機関の「顔の見える関係づくり」を構築して、制度の狭間にある人や複合多問題を抱えた人の支援において、さらなる多職種連携の強化を目指して開催しています。

また平成３１年(2019 年)２月には、地域福祉ネットワーク推進会議のメンバーが企画した防災イベントを東地区、中地区、西地区の３地区で開催し、地域の方々に参加いただきました。

基本目標Ⅲ　まもろう！地域力による防犯と防災

重点方針（６）　災害時など緊急時に支えあう体制を推進します

■地域懇談会での意見から見えてきたこと、策定委員会での意見

◆地震・豪雨の実態からの教訓
○電車が止まり電話もつながらず身動きや安否確認がとれなくなる。
○豪雨の音で、スピーカーからの放送が聞こえなかった。
○避難勧告が出ても「大丈夫」と思ったが、反省した。
○我がまちは大丈夫の考えは捨てよう。

◆連絡
○連絡手段が重要。ＬＩＮＥ、ＳＮＳが便利。　○日頃から 171 ダイヤルの練習を。

◆安否確認
○家族の安否確認。ルールを決めておく。　○個人情報の関係で名簿が作れない。

◆災害時対策
○電源の確保、避難所の確認。　○想定外の被害への対応。

◆災害に強いまちづくり
○ブロック塀、狭い道等ハード面の整備を行政にお願いしたい。

◆平時からの備蓄・準備
○日常的な点検が重要。連絡の取り方が大事。　○体験を伝えていくことも大事。

◆避難所
○手話ができる避難所がほしい。
○避難所の開設だけでなく関連情報や経過情報もほしい。
○避難所開設されたがその場所が遠い、低い土地に住む高齢者にとっては行きたくない場所だった。避難所がバリアフリーじゃなくて使いにくい。

◆要支援者の避難支援
○災害時には要支援者への避難行動の呼びかけ、誘導が大事。
○避難支援者が被災した場合のフォローが必要。

◆ひとり暮らしの配慮
○ひとり暮らし高齢者は日頃から不安。
○ひとり暮らしの人は隣近所とのつきあいを大切に。

◆高齢者の避難
○防災について、老人会としても考えていく必要がある。
○高齢者は災害時、不安である。

◆子育て世帯と乳幼児
○子どもを抱えるのが精一杯でミルク、おむつまで持てない。
○子育て広場が古民家、ブロック塀なので危険。

◆障害者
○ろうあ者への配慮が必要。情報が伝わるように。
○障害の子どもがいて家から離れられないので対策は早い目に。
○給水、食品購入に何時間も車椅子利用の子と一緒に並べない。
○車椅子利用者は自力で避難所の利用は難しい。
○障害者がどこに住んでいるか、普段から関心をもって欲しい。
○当事者の方も普段からの地域での交流や参加が大切。
○支援が受けられるネットワークが必要。

◆危機管理意識
○危機管理の意識の向上、意識づけが必要。
○危機管理に対する認識の違い。河川の増水は川の近くに住む人でないと関心が少ない。

◆情報基地
○ここに行けば情報が得られるという情報基地が必要。正しい情報を得る手段。
◆災害後の対応
○がれき、波板、瓦等の飛来物、崩落した壁や倒木の処理、冷蔵庫の整理が必要。
◆自治会
○自治会加入の促進と自治会内の連携を密にする。防災意識を子ども達とも一緒に高める。
○自治会独自で名簿を作っていたので災害時に役立った。
○自治会の参加も少なくなり、希薄化で地域の実情もわかりにくい。
◆防災訓練
○防災訓練について考えをなおす。
○防災活動は自主活動と組織的な課題提供により解決の方向へ。
○防災意識を子ども達とも一緒に高める。
○日頃からの防災意識の向上。

■地域福祉の推進役として社会福祉協議会が取り組むこと

○大規模災害発生時に支援が必要な方のうち、予め同意のあった方の情報を地域の支援者に提供することで、避難支援や安否確認などに役立てます。
○災害時や救急時の際に必要となる情報を支援者にわかるような形で記入できるカードを配布し、それをペットボトルなどに入れて保管してもらうことで、日頃からの備えと迅速な救急活動に役立てます。
○大規模災害時に要支援者の特性に応じた支援が円滑に行えるよう、当事者や支援者向けのガイドブックを作成し、平常時より周知を図ります。
○災害時に避難所となる小・中学校などでの生活が健康上困難で、特別な配慮を要する方の受け入れ先として社会福祉施設等を福祉避難所として確保します。
○市内で大規模災害が発生した場合や近隣の市町村で災害が発生した際に、円滑かつ安心してボランティア活動ができるようボランティア登録制度の啓発・推進を行います。
○校区福祉委員会が社会福祉協議会と連携して、地域住民とともにその地域を守るために、要支援者の支援活動を基本とした防災訓練に取り組みます。
○介護保険事業所に向けて、災害研修の広報・啓発活動に取り組みます。
○子ども達を対象に、防災意識の向上にむけた防災教育に取り組みます。
○防災や減災に取り組む様々な団体・機関との協働による災害時要援護者への適切な支援の枠組みの構築と、災害時における要支援者への合理的配慮を推進します。

【コラム③】

過去の大規模災害を振り返ると、被害の多くが高齢者や障害のある人たちに集中する傾向があり、平時の福祉環境づくりと災害時の対応との切れ目の無い防災が求められています。

こうしたなか、平成３０年(2018 年)１２月には校区福祉委員会連合会と東大阪市、東大阪市社協の共催による災害研修を開催し３５０名を超える方々に参加いただきました。

今後も、“災害に強いまちづくり”を推進していきます。

重点方針 （7） 市民の主体的な活動参加を支援します

■地域懇談会での意見から見えてきたこと、策定委員会での意見

◆近所づきあい
○近所の方と接点がないので、助けてもらえるか不安。
○隣近所との付き合いは大事。とくにひとり暮らし。

◆自助・共助、地域連携
○改めて、共助の大切さを思う。
○近所のつながりが大事。地域包括での連絡も限界がある。
○150 名の子どもを守ることが不安。地域連携が必要。
○地域間の格差への対応、地域でどう連携できるかが課題。
○地域の災害訓練にもっと参加してほしい。興味や関心をもってほしい。

◆安心・安全なまちづくり
○街灯や防犯ビデオの設置を増やして、安全なまちに。
○障害者や高齢者にやさしいまちづくり。買い物が不便。
○おせっかいの多い地域。隣近所を知ろう運動。顔の見える緩やかなつながり。

◆きれいなまち
○ゴミのないまち、ゴミのない地域。ゴミ出しの手伝い。
○商店街のシャッター通りの再生。ラグビーによるきれいなまちづくりを市域全体に拡大。

◆空き家・空き地や古い家の対策
○空き地が多くなり、風の通りが強く、瓦が壊れた。
○近年、空き家や古い家が増えていて倒壊の恐れがあり心配。

■地域福祉の推進役として社会福祉協議会が取り組んでいくこと

○新聞、食材などの配達を行う宅配事業所などとネットワーク化を進め、高齢者世帯やひとり暮らし高齢者などに何か異変があった時には、地域包括支援センターや地域支援者と連携し、安否確認や緊急対応する仕組みを構築します。
○行方不明になる恐れのある認知症高齢者を地域の支援を得て早期に発見できるよう、関係機関及び市内の企業等と支援体制を構築し、行方不明になった際に協力事業所に、本人の身なりやその時の状況などの情報を配信し、早期発見につなげます。
○小・中学校に車いす、点字器、アイマスク、白杖の貸出を行うとともに、ボランティアや当事者などの体験学習指導者を紹介し、福祉教育の推進を図ります。
○小・中学校に対して認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に対する理解を促進します。
○幅広い世代を対象として市民に向けて認知症サポーター養成講座を開催し、認知症への理解が深まる取り組みを進めます。
○地域包括支援センターがコーディネーター役となり、地域の課題抽出や社会資源の把握、新たな資源の開発や問題解決に向けたネットワークづくりに取り組みます。
○住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、身近な地域において「医療」「介護」「生活支援」「介護予防」「住まい」が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の実現に向けて取り組みます。

基本目標Ⅳ　ささえよう！地域生活と福祉ニーズ

重点方針　（８）　気軽な相談から専門的な相談まで支援します

■地域懇談会での意見から見えてきたこと、策定委員会での意見

◆相談体制について
- ○まちの連絡体制をスムーズにして、相談をしやすくしてほしい。
- ○相談できるところがわかりにくい。
- ○気軽に相談し合える関係ができる地域。
- ○相談できる人も場所もあることを知ってほしい。
- ○誰かに相談できる。相談することは恥じゃない。
- ○縦割りが弊害。横断的で円滑な相談対応ができるように。
- ○相談場所のハードルが高い。
- ○相談できる場所が遠い。
- ○相談機関に手話で相談できればいい。
- ○じっくりと話し合える場所や時間が必要。
- ○それぞれの知識、個性、独自性にこだわり、表面化することが難しい場合がある。引き出す工夫が必要。
- ○まちの目安箱があるとよい。いろんな相談が身近にできる。

◆財源確保、融資相談、助成制度の案内等
- ○何をするにも財源がいる、助成金が出る様にしてほしい。

◆異文化共生、多様性の尊重
- ○地域に外国の人がいることを知らせる。
- ○外国人とのコミュニケーションを、いかにすれば良いのかわからない。共存の仕方等が課題。

■地域福祉の推進役として社会福祉協議会が取り組むこと

- ○低所得世帯等に対し、当該世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進を図ることを目的とし、社会福祉協議会が窓口となって各種貸付の相談業務を行います。
- ○各分野における相談窓口情報を冊子に整理して福祉事務所などで配布します。また、市政だより、ふくしだより、ウェブサイト、アプリ等を活用して情報提供を行います。
- ○校区福祉委員会が小地域ネットワーク活動のグループ援助活動として実践しているふれあいサロンの更なる推進と、障害者や児童なども参加できる共生型サロンの促進を図り、地域での顔の見える関係を構築します。
- ○高齢者の様々な相談を受け止め、ワンストップサービスに心がけ、適切な機関や制度、サービスにつなげます。
- ○「子育て支援員」等の配置で多種多様な相談業務を行います。

重点方針 （9） サービスや情報の提供を充実します

■地域懇談会での意見から見えてきたこと、策定委員会での意見

◆情報の提供
- ○正しい情報の受発信ができるよう情報の伝達の工夫が必要。視覚的（見える化）に。
- ○障害者に配慮した情報伝達。
- ○まちの広報紙、まちマップがあるとよい。
- ○地域に関する情報を、隣の人が教えてくれたらありがたい。
- ○自治会役員同士の情報共有はあるが、もっと広げたい。

◆福祉サービスの提供
- ○ヘルパーさんがたくさんほしい。介護従事者の待遇改善を。
- ○障害者と要介護者のワンストップサービス。
- ○障害者が１人で生活できるまちにしてほしい。
- ○介護保険で、ヘルパーにしてもらえない事が多すぎる。
- ○どんな制度があるのか知らない。

◆公的制度の整備
- ○聴覚・盲ろう者が安心して過ごせる場所（施設）を作りたい。
- ○道路に段差のないまちづくり。
- ○手話言語条例が早く決まって欲しい。
- ○学校でも地域の子どもが手話を学んで、コミュニケーションできたらいい。

◆安心して暮らせる住まい
- ○障害者が地域で暮らせるグループホームがほしい。
- ○ひとり暮らしや高齢者も安心して暮らせる場所。

■地域福祉の推進役として社会福祉協議会が取り組むこと

- ○ふくしだよりやボランティアハンドブック、ボラの小窓などにより福祉に関する情報を発信します。
- ○ホームページを活用し、介護予防教室等の情報を発信します。
- ○地域における活動やボランティア活動情報など、正確でタイムリーな情報を、ホームページを通じて発信していきます。
- ○わかりやすく、興味を持てる情報の発信を心がけ、福祉サービスに関心のある方が、具体的、効果的にさまざまな情報を得られるよう、定期的にホームページのリニューアルや更新を図っていきます。

【コラム④】

福祉の広報紙である「社協ひがしおおさか」は昭和 44 年(１９６９年)に創刊しました。

現在は創刊 100 号を突破し、「東大阪ふくしだより」と名称を変更して市内の全世帯に配布されています。またホームページでも様々な福祉の情報を提供しています。

重点方針（10）　権利擁護の取り組みを強化します

■地域懇談会での意見から見えてきたこと、策定委員会での意見

◆制度外の支援策の充実
○手話ができる人が多くいたらコミュニケーションが楽しくできるという「ゆめ」がある。
○「依存力」は周囲の力である。

◆悪徳商法への注意、消費者保護
○サギまがいの業者が大手を振っている。

■地域福祉の推進役として社会福祉協議会が取り組むこと

○ＣＳＷや民生委員・児童委員、校区福祉委員会、自治会、社会貢献支援員、関係機関などによる協働で、制度の狭間で困窮している人への対応や課題の解決に向けた取り組みを行います。
○日常生活自立支援事業では、関係機関との支援体制を深めるためにもサービス内容の共有化を図り、専門員の体制を強化して、引き続き利用者待機の解消に努めます。また意思能力が低下した利用者が、速やかに成年後見制度に移行できるよう推進します。
○認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が十分でない人の権利擁護を図るため、成年後見制度の周知を行い、制度の利用を促進します。
○権利擁護と地域福祉の担い手である市民後見人の活動を推進するため、専門職による技術支援と相談支援を行うなど、バックアップ体制を整備します。
○認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が不十分なため、福祉サービスの利用契約を結ぶことが困難な方が適切なサービスを利用できるよう、日常生活自立支援事業で利用手続きの代行や日常的金銭管理・書類預かりサービスなどの援助を行います。
○高齢者の特殊詐欺被害防止について、警察や消費生活センターと連携し啓発活動を行います。
○高齢者虐待防止について、地域住民・介護サービス事業所職員などの理解が深まるように高齢者虐待防止の早期発見・早期対応のための広報・啓発活動に取り組みます。
○特殊詐欺被害を防ぐため、高齢者詐欺被害等防止機器貸出事業を推進していきます。

【コラム⑤】

高齢者詐欺被害等防止機器を貸出しています。
ご家庭にある固定電話に取り付けることで、電話の着信前に警告アナウンスが流れ、詐欺被害を未然に防ぐ機器を無償で貸与しています。
利用者へのアンケートでは、「不要な電話が無くなり、安心して電話に出ることができるようになりました。」との声をいただいています。

資料編

1．「新・地域福祉活動計画」策定委員会名簿

役職	氏　名	所　属　・　団　体
委員長	新﨑　国広	大阪教育大学
副委員長	松浦　　隆	校区福祉委員会連合会・東大阪市自治協議会
	義之　清規	東大阪市民生委員児童委員協議会連合会
	山田　祥隆	東大阪市福祉施設会
	西島　善久	東大阪市高齢者介護施設会
委員	芝開　庸晃	東大阪市老人クラブ連合会
	坂本ヒロ子	東大阪市手をつなぐ育成会
	田中　米男	東大阪市身体障害者福祉協会
	鎌田　猶子	東大阪市母子寡婦福祉会
	向山　昭子	東大阪市ボランティア連絡会
	西尾　直樹	東大阪市意岐部地域人権協会
	髙橋　尚三	東大阪市人権長瀬地域協議会
	幸田　栄長	ＮＰＯ代表
	今井　兼之	東大阪市社会福祉事業団
	由井　直子	医師会
	和田　雅樹	東大阪市福祉部　福祉企画課
	中崎　　昇	東大阪市社会福祉協議会
オブザーバー	片山　良巳 木村　靖子	(株)サーベイリサーチセンター
事務局	坂東建哉、力谷浩文、竹林正年、米田明子、杉本眞美、浦田和美、今別府謙司、大西義人、西野弘哲	

２.「新・地域福祉活動計画」策定委員会の開催状況

会議名		年月日	案　　件
第１回	策定委員会 （全　体）	平成 30 年 (2018 年) ７月 31 日	１）現計画の現況報告について Ⅰ．前年度の推進委員会の 報告及び課題対応 Ⅱ．新・地域福祉活動計画 「スクラム’１８」における 進捗状況の報告について ［結果］＝タスク・ゴール(事業達成度) ［過程・学び］＝プロセス・ゴール （事業効果、課題） ［創り上げた関係性］ ＝リレーションシップ・ゴール ２）次期計画の策定スケジュールについて ３）次期計画の基本理念について ４）その他
第２回	策定委員会 (分科会Ａ・Ｂ)	平成 30 年 (2018 年) 12 月 19 日	１）「地域共生社会」について ２）市民アンケート及び 地域懇談会の報告について ３）第５期地域福祉計画（案）について ４）新・地域福祉活動計画骨子（案）について ５）その他
第３回	策定委員会 （全　体）	平成 31 年 (2019 年) ２月 14 日	１）地域福祉活動計画の 名称及び愛称について ２）分科会Ａ・Ｂの報告について ３）新・地域福祉活動計画（素案）について ４）その他
第４回	策定委員会 （全　体）	平成 31 年 (2019 年) ３月 22 日	1）前回委員会(H31.2.14)の報告について 2）東大阪市 第６期 地域福祉活動計画（案）について 3）その他

３．用語解説（50 音順）

あ行

●アウトリーチ

相談員などが地域や支援を必要とする人のもとに直接出向いて、地域福祉の推進に向けたしくみづくりの働きかけや相談業務を行ったりすること。

●ＮＰＯ

営利を目的としない公益事業や市民活動を行う民間組織のことで、「非営利組織（Non-Profit Organization）」の略称。「特定非営利活動促進法（ＮＰＯ法）」に基づき法人格を取得した法人を「ＮＰＯ法人」という。

か行

●虐待

身体的な暴行や心理的・性的・経済的な不利益をもたらす行為やネグレクト（保護の怠慢ないし拒否）を行うこと。高齢者、障害者、児童についてそれぞれの分野ごとに虐待の防止に向けた法律が整備され、その防止や早期発見、通報などに関する規定が定められている。

●協働

異なった立場や専門性を持つ主体が、共通の目的を達成するためにそれぞれの専門性を尊重しながら相互に協力・連携すること。

●権利擁護

自己の権利を表明することが困難な高齢者や障害者が、住み慣れた地域で尊厳ある生活と人生を維持することができるように援助者が代理人としてその権利やニーズ獲得を行うこと。

●校区福祉委員会

社会福祉協議会の内部組織として、おおむね小学校区単位に結成された自主的な活動を行う組織。住民団体、福祉団体、当事者団体、関係団体など地域の各種団体から構成されており、校区内の身近な福祉問題を解決するための活動を行っている。

●コーディネーター

物事を調整し、まとめる役割を果たす人。地域福祉の推進には、市民による主体的な活動と行政や民間の多様な主体が協働して役割を果たしていることから、地域のさまざまな資源を円滑につないでいく、ネットワークの中心となる人や機関の役割が重要となっている。

●コミュニティ

地域社会ともいい、住民が共同体意識を持って生活を営む、一定の地域及び近隣社会のこと。居住地域に関わらず、同じ目的や関心で結びついた人々の集まり（テーマコミュニティ）を指す場合もある。

さ行

●ＣＳＷ（コミュニティソーシャルワーカー）

地域において支援を必要とする人について、本人やその家族からの相談に応じたり、地域を基盤とする活動や関係機関、専門的な相談先につなぐ役割を果たすほか、地域における福祉課題を把握し、支援を必要とする人を総合的に支援するための地域福祉活動のネットワークづくりの支援を行うことを目的に市が配置する専門職。

●市民後見人

家庭裁判所から成年後見人等として選任された一般市民。市民としての特性を活かした後見活動を地域における第三者後見人の立場で展開する権利擁護の担い手。

●社会貢献支援員

大阪府社会福祉協議会の所属で施設 CSW と共に相談･支援ネットワークづくりを担う専門職。

●社協ＣＯＷ（地域担当職員）
　住民が地域の福祉課題について解決を図れるように支援を行う専門職。
●小地域ネットワーク活動
　小地域（おおむね小学校区）を単位として、高齢者や障害者、子育てや介護をしている家庭などが地域で孤立することなく安心して生活できるよう、それぞれの校区福祉委員会が実施する住民の参加と協力による支えあい、助けあい活動。見守りや声かけ訪問などの個別援助活動やいきいきサロンなどのグループ援助活動などがある。
●制度の狭間
　日常生活を送るにあたってさまざまな課題を抱えていながら、公的な福祉サービスの要件に該当せず制度では拾いきれないニーズや、自ら問題の解決に向かうことが困難な人、分野を超えた複合的に多問題を抱えた家庭など、従来の制度だけでは対応が困難な福祉ニーズのある状態。「制度の谷間」「制度の隙間」という表現もあるが、同様の意味である。
●成年後見制度
　認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人を不利益から守るために、財産管理や契約の締結といった法律行為を、家庭裁判所が選任した成年後見人などが本人を代理して行う制度。
●セルフネグレクト
　生活に関する能力や意欲が低下し、自分で身の回りのことなどができないなど客観的に見て本人の人権が侵害されている状態。家族や地域とのつながり、介護や支援などを拒否し、自らの健康や安全が脅かされている事例が問題となっている。

た行
●地域共生社会
　社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。
●地域福祉計画
　各地方自治体(市町村)が地域住民の皆様の意見を反映させながら策定する計画。
●地域包括支援センター
　高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者を支える中核的拠点として介護保険法で定められた包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント、権利擁護、総合的な相談・支援、ケアマネジャーへの支援）などを総合的に行う機関で、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士などが専門性を活かして相互連携しながら業務にあたっている。

な行
●日常生活自立支援事業
　認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人が地域で自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理サービス、書類などの預かりサービスを行う事業。
●認知症サポーター
　認知症について正しく理解し、偏見を持たず認知症の人やその家族を温かく見守る応援者のことで、認知症サポーター養成講座を受講することによりなることができる。

●ノーマライゼーション
　障害のある人もない人も、同じ社会の一員として均等に当たり前に生活する社会こそ当たり前の社会であるという理念にもとづいて、共に支えあいながら生活することができる社会をめざそうとする考え方。

は行
●バリアフリー
　社会生活をしていくうえで物理的なバリア（障壁）となるもの（段差など）を除去すること。高齢者や障害者、外国人などが活動する上で社会参加を困難にしている、社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。
●ファシリテーター
　ファシリテーションを専門的に行う人。グループや組織でものごとを進めていくときにその進行を円滑にし、目的を達成できるよう、中立的な立場から働きかける役割を担う。
●福祉避難所
　災害発生時に高齢者・障害者・妊産婦など特別な配慮を必要とする「要配慮者」を受け入れる避難所。
●福祉有償運送
　高齢者･障害者などのうち､他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ､かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な方に対して、ＮＰＯ法人などが営利とは認められない範囲の対価により、道路運送法第 79 条による登録の上で自家用自動車を使用して行う個別輸送サービス。
●母子福祉推進委員
　母子家庭及び寡婦の福祉の推進を図るため､概ね各小学校の通学校区において１名配置し､母子家庭の母及び寡婦からの相談に応じたり、情報提供を行う委員。

ま行
●民生委員・児童委員
　地域のボランティアとして、社会福祉の増進のため常に住民の立場に立って相談・援助など住民のくらしを支援する､厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員｡民生委員は､児童福祉に関する相談・支援等を行う児童委員を兼ねている。

ら行
●リージョン
　本市では、地域の特性を活かした個性的なまちづくりを進めるため、幹線道路や河川で分けられた７つの地域（リージョン）区分を設定している。本計画では、それら個々の地域をリージョン区と表記している。

●ワンコイン生活サポート事業
　日常生活のなかで困りごとを抱えた住民の方が、地域で安心した生活が送れるように、ちょっとした家事援助をワンコイン（３０分：５００円、６０分：８００円）で提供する、地域で支え合う仕組みとして利用会員と援助会員で構成するサポート事業。

※東大阪市第５期地域福祉計画より一部引用

東大阪市 第６期 地域福祉活動計画
スクラム’２３

平成 31 年(2019 年) ４月

社会福祉法人　東大阪市社会福祉協議会

〒577-0054 東大阪市高井田元町１丁目２番３号
ＴＥＬ：０６－６７８９－７２０１
ＦＡＸ：０６－６７８９－２９２４
http//www.heartnet-hoshakyo.org
Ｅ-mail：hosi01@cap.ocn.ne.jp